

令和6年8月1日

## 高槻市公園樹木維持管理方針

### 1 目的

本方針は、公園植栽のうち、高木※1及び中木※2（以下「公園樹木」という。）の管理に係る方針を定めることにより、公園樹木の持つ機能や役割を発揮させ、安全・安心で快適な空間としての公園を維持することを目的とします。

※1 高木：現状の樹高3m以上の樹木をいう。

※2 中木：現状の樹高1m以上、3m未満の樹木をいう。

### 2 適用範囲

本方針は、高槻市が管理する公園（都市公園、児童遊園、緑地、緑道、管理地をいう。以下同じ。）において公園樹木を管理する場合に適用します。

### 3 位置づけ

本方針は、上位計画である高槻市総合計画及び高槻市みどりの基本計画等に基づき魅力あるみどりの保全・創出を推進するための指針とします。

また、国の技術的な助言である都市公園の樹木の点検・診断に関する指針を参考にしたものとなっています。

### 4 基本的な考え方

- (1) 公園の持つ、都市環境の維持・形成、安全性・防災性の向上、景観の形成、健康リクリエーションの場、生物多様性の保全性、といった機能や役割を発揮させるため、公園樹木の健全性の維持に取り組みます。
- (2) 公園利用者や隣接地への安全性を確保するために倒木や越境を防ぐとともに、良好な使用環境・住環境となるように取り組みます。

### 5 公園樹木維持管理に係る実施内容

- (1) 公園樹木が健全な状態を保つとともに大径木化の抑制や公園の規模に応じた樹形を維持するため、地形や樹種による優先順位を勘案しながら、概ね2年に1回、剪定や間伐を行います。
- (2) 公園利用者の安全性及び快適性を確保するため、枯れている公園樹木や危険な公園樹木、枯枝の除去等を行います。
- (3) 隣接地の安全性や良好な住環境を確保するよう、越境した枝の剪定等を行います。
- (4) 樹木の健全度に関わらず、公園利用者や隣接地に対して重大な事故等の発生リスクが

高いと判断した公園樹木は伐採し、周辺環境や景観に配慮した措置を施します。

- (5) 樹齢を重ね、樹勢や樹形の活力が衰えた公園樹木は、回復の見込みがない場合、伐採し、樹木の植え替えなど、周辺環境や景観に配慮した措置を施します。

## 6 公園樹木の点検

- (1) 日常の公園管理に係る巡回や作業の際に、目視による樹木健全度の確認を行うほか、公園樹木による死角の有無、出入口付近の見通しの確認を防犯や交通安全の観点から点検します。
- (2) 概ね2年に1回行う剪定時には、樹勢や樹形、傾斜の確認、樹幹の亀裂や揺らぎの有無など、定期点検を行い、生育状態が良くない公園樹木に関しては、経過観察を含め、必要な措置を施します。
- (3) 災害による公園樹木の倒木等が発生または想定される場合には、必要に応じた臨時の災害対策点検を行います。

## 7 公園樹木の点検による措置検討フロー

日常点検や定期点検、災害対策点検、公園利用者・隣接地住民等からの情報により点検を行った公園樹木への措置検討は、「別紙1」のとおり行います。

別紙1 「公園樹木の点検による措置検討フロー」

